

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山市社会福祉協議会運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会		代表者名	会長 松浦英幸		
関係規定	法令	社会福祉法第58条第1項		条例	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例		
	規則等	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		要綱	犬山市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的として法的に位置づけられ、地域の社会福祉の要としての役割を担う団体は、同団体の他にないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会は「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念としている。当補助金は同会の職員の人件費に充てられており公益上必要な同会の事業を支えている。同会の活動を支援することで、行政や各団体と連携した犬山市内全域での包括的な福祉活動の推進が期待できる。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算		
		31,320,684 円	23,453,235 円	24,096,994 円	25,266,000 円		
		(31,320,684 円)	(23,453,235 円)	(24,096,994 円)	25,266,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会の各種事業 ①法人運営事業(資格取得の奨励など)②地域福祉推進事業(サロンの実施など)③ボランティア活動支援事業④共同募金配分金事業⑤居宅介護支援事業⑥訪問介護事業⑦相談支援事業⑧高齢福祉推進事業⑨資金貸付事業⑩基金運営事業(ボランティアセンター運営では直接補助金を活用)					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		145,191,679 円			
		うち補助事業全体の経費		26,038,838 円			
		うち補助対象経費		24,096,994 円			
		補助対象経費の内訳		人件費(職員4名)		21,525,602 円	
				臨時雇賃金(パート1名)		1,599,452 円	
				ボランティアセンター運営費(人件費1名、 通信運搬費、広報)		971,940 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		人件費・賃金 経費 ボランティアセンター運営費			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		同会は行政や各団体と連携し、犬山市内全域で包括的に福祉活動を推進している。行政や民間のみでは実施することのできないサービスを実施し、地域福祉の向上に寄与している。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		有			

※令和3年度の実績に基づき作成しています。